

役員報酬規程

(平成19年 2月16日制定)

(平成21年12月15日改訂)

(平成27年 2月23日改訂)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団定款第35条第1項但し書きに定める常勤の役員の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤役員の報酬は年俸とし、第5条に定める報酬基礎額に12を乗じた額とする。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、年俸額を17で除した額を報酬月額とし、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その前日において最も近い休日でない日）に支給する。

2 年俸額の内、特別手当相当分として7月に報酬月額の2ヶ月分、12月に3ヶ月分をそれぞれ支給する。

3 前号の特別手当相当分は、7月1日及び12月1日に在職する役員に対して支給する。

4 役員の報酬は、法令の定めるところにより、報酬から控除すべき金額を控除して、役員の預貯金口座に所要額を振り込むことによって支払う。

(日割計算)

第4条 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

(報酬基礎額表)

第5条 役員の報酬基礎額は、次に掲げるとおりとする。

号俸	金額	号俸	金額
1	408,000円	4	439,200円
2	420,000円	5	448,000円
3	429,600円	6	456,800円

2 役員の号俸は、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

(退職手当)

第6条 役員には、退職手当は支給しない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団の設立登記のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

(注) 評議員及び非常勤の理事、監事は定款第17条及び第35条により無報酬